

震災復興官民連携支援事業について

目的

東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体自らの取り組みはもとより、民間の資金、経営能力、技術的能力を最大限活用するための仕組みを導入することが有効であると考えられます。

このため、震災復興に係る官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討に要する調査委託費を助成することにより、震災復興に係る官民連携事業の案件形成を促進し、官民連携を通じた復興の加速化を図ることを目的とします。

補助対象

国土交通省の所管する事業であって、震災復興に係る官民連携事業の導入を検討する地方公共団体等を対象とします。

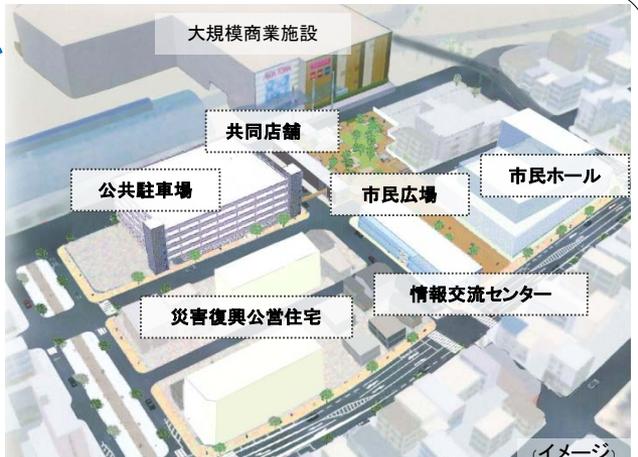
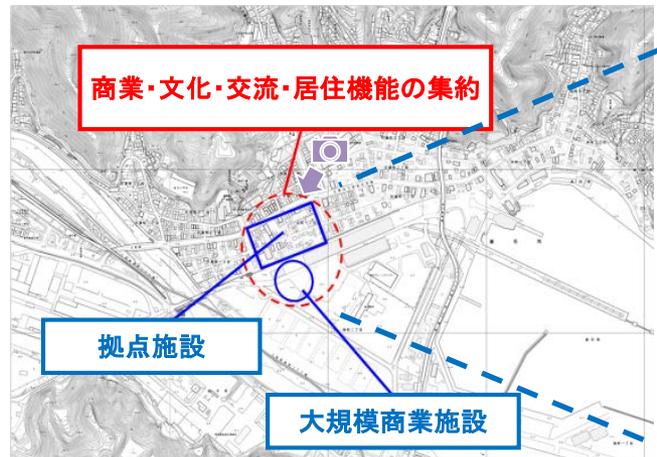
補助対象経費・補助率・補助限度額

震災復興に係る官民連携事業の検討のために、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で、全額国費による定額補助として助成します。1件当たりの補助金の上限は2千万円です。

被災地におけるPPP/PFIのイメージ

○官民連携による「津波復興の拠点」の整備

復興まちづくり基本計画に基づき、商業・文化・交流・居住(災害復興公営住宅)の機能を集約。官民共同で設立したまちづくり会社がエリアマネジメントを行う。隣接地に立地した大規模商業施設との連携による、地域のにぎわい創出が期待される。



(イメージ)